

千葉県砂利採取計画の認可に係る審査基準

第1 総 則

1 趣 旨

この基準は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）第16条及び第20条第1項の認可（河川管理者が行う認可を除く。）をするかどうかを判断するために必要な基準（法第19条の認可の基準を具体化した基準）を定めるものとする。

2 定 義

この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 砂利 粒径0.01ミリメートル以上300ミリメートル以下の砂利（法第2条の砂利）
- (2) 陸砂利 平地に賦存している砂利
- (3) 山砂利 山又は丘陵に賦存している砂利
- (4) 公共物件 道路、水路、橋梁、堤防、砂防設備、鉄道、鉄塔その他の公共的な物件
- (5) 掘削基準点 採取場区域内（搬出路を除く。）の最も低い標高以上の位置において、申請者が設定した地点

第2 砂利の採取

1 採取の量

採取の量は、特に災害の防止の見地に立って過大なものとならないよう、次の各号に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 砂利の賦存量
- (2) 採取の方法
- (3) 採取機械、水洗機械及び選別機械その他の設備の能力
- (4) 作業時間及び作業人員
- (5) 採取場の自然状況による採取の難易度
- (6) 砂利を搬出する際の積込み能力
- (7) 主要道路に至るまでの搬出路の状況

2 採取の期間

法第16条の認可及び法第20条第1項の認可に係る採取の期間は、それぞれ原則1年以内の期間とする。

3 災害防止の方法等

砂利採取計画の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 表土の除去等

ア 表土の除去にあつては、隣接地が侵食されないものとなっていること。

イ 除去した表土の堆積にあつては、次のいずれにも適合するものであること。

(ア) 地形に応じて、築堤、板囲い、土留めその他の施設を設置すること等により、堆積表土が崩壊して隣接地に流出しないものとなっていること。

(イ) 降雨によって表土が砂利採取場外へ流出するおそれがある場合は、緩衝地帯を確保し、又は強固な防護壁を設置するものであること。

ウ 乾燥による表土の飛散を防止するため、周辺の状況に応じて、砂利採取場内への散水、防砂ネットの設置その他の必要な措置を講じるものであること。

エ 森林の復元その他の災害の防止及び農地の復元その他の他の産業の利益の保全に必要な表土を確保するものであること。

(2) 掘削等

ア 保安距離

砂利採取による崩壊により影響を及ぼすことのないようにするため、公共物件及び家屋その他の隣接物件並びに隣接地から4メートルを標準とした保安距離（次に掲げる物件及び隣接地に対しては、それぞれ次に掲げる保安距離）を隔てた上で、掘削を行うものであること。

(ア) 公共物件及び特に災害防止の必要性が大きい隣接物件に対しては、万一の崩壊による影響の重大性に鑑み、4メートルを下回らない保安距離であること。

(イ) 隣接地に対しては、砂利採取計画に盛り込まれた掘削箇所により、隣接地の崩壊のおそれがないものと認められる場合に限り、4メートルを下回る保安距離として差し支えないこと。

イ 掘削深

(ア) 申請者は掘削基準点を設定し、これを現地において表示するものであること。

(イ) 陸砂利（山砂利を平坦に掘削した後の場合を含む。）の深掘り（掘削基準点よりも掘り下げることを用いる。以下同じ。）をする場合、その深さは、掘削基準点から10メートル以内（ボーリング調査その他の調査により砂利層が確実に10メートルを超えて存在していること及び地下水が存在しないことが証明されている場合に限り、掘削基準点から15メートル以内）であること。

ウ 掘削方法

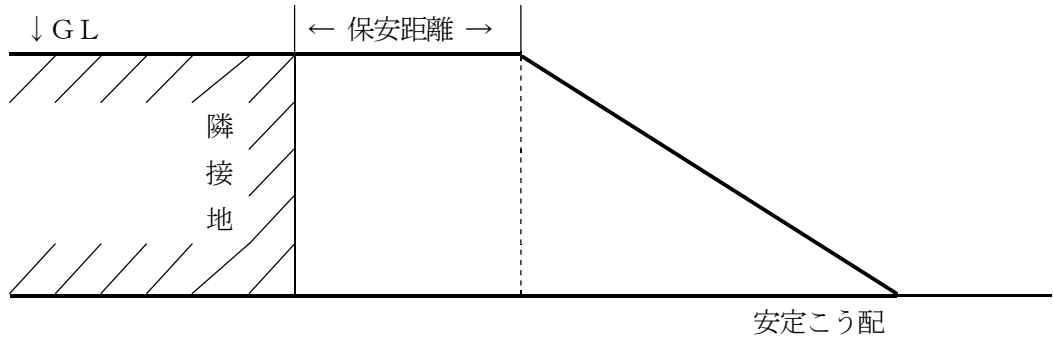
(ア) (2)アの保安距離を確保した上で、崩壊等による災害を防止するため、地形、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往ののり面の状態等を勘案し、過去の災害履歴や技術的経験その他現場における技術者の判断に基づき、総合的に判断し、現地に適合した安定なものであり、別表を標準とする安定こう配を保って、掘削するものであること。ただし、次のいずれかによる場合は、安定こう配より急なこう配で掘削することができるものとする。

a (2)アの保安距離を確保した上で、掘削箇所にのり面保護のため土留めその他の崩壊防止措置を講じるものであること。

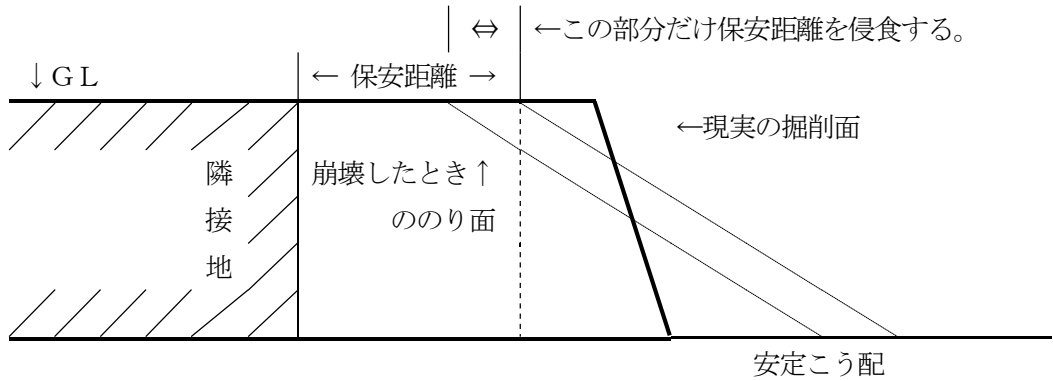
b (2)アの保安距離以上の距離を隔てた上で、崩壊した場合にも当該崩壊による影響を受ける箇所と隣接物との距離が十分に確保されているものであること。

掘削方法図解

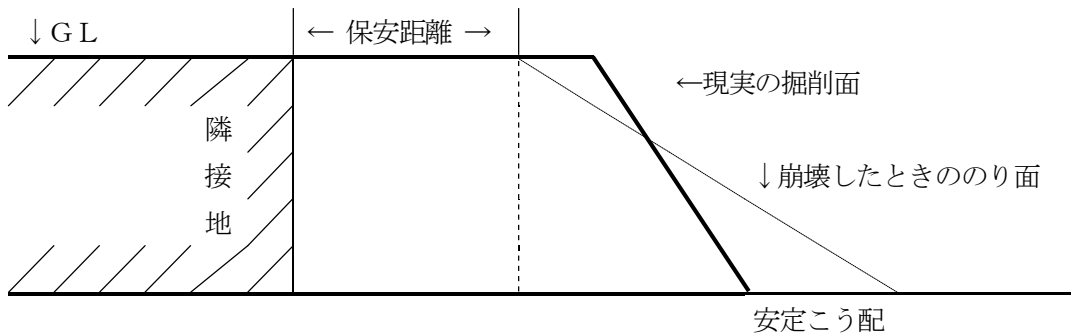
第A図・・・安定こう配を保って掘削した場合



第B図・・・ a の方法で掘削した場合。土留めその他の崩壊措置を講ずる場合



第C図・・・ b の方法で掘削した場合。掘削箇所が崩壊した場合でも、保安距離を有している。



- (イ) 山砂利を採取する場合にあっては、(ア)に加え次によるものであること。
- a すきとり方式、階段掘り方式その他の安定こう配を保つことのできる方式により、掘削するものであること。
 - b 掘削の過程において、土砂崩れのおそれがある場合は、矢板その他の施設を設置するものであること。
 - c 掘削を終了した跡が平坦になるものであること。ただし、平坦にすることが困難な場

合にあっては、その傾斜が安定こう配となるものであること。

- d 掘削の過程及び掘削の終了後において、作業場所を確保し、又は雨水ののり面流下速度を緩衝する必要がある場合は、平場を設けるものであること。

エ その他

掘削による災害の防止については、ア～ウのほか、次に掲げる観点から審査する。ただし、これらの観点は一律に判断できない性質を有するものであるため、必要に応じ、これらの観点を踏まえた条件を付することがある。

- (ア) 掘削深、地質、土質及び使用する重機の能力を勘案し、のり面に平場を設けるものであること。
 - (イ) 事業期間及び掘削区域について、適切な計画が立てられていること。
 - (ウ) 公共物件が周辺に存在する場合において、水路の水の漏水、道路の陥没その他これらに類する危険が生じるおそれがあるときは、必要な補強工事を行うものであること。
 - (エ) 砂利採取場には、丁張りその他の方法により、掘削のこう配及び掘削深を確認できる表示を行うものであること。
 - (オ) 砂利採取場において、工事関係者以外の者が近づくことができる箇所がある場合は、当該箇所に囲い柵、危険表示その他の表示物を設置するものであること。
 - (カ) 乾燥時においては、土砂の飛散を防止するため、周辺の状況に応じて、砂利採取場内への散水、防砂ネットの設置その他の必要な措置を講ずるものであること。
 - (キ) 土砂の飛散を防止するため、砂利採取場内で砂利採取が終了しあるいは裸地のままの区域で、現在あるいは今後の砂利採取において支障を来さない区域がある場合には、早急に緑化を進めるものであること。
 - (ク) 掘削箇所への地下水の浸透、地下水位の低下その他の地下水の変化により、砂利採取場周辺の井戸水、農業用水その他の水の利用に悪影響を与えないように行うものであること。
 - (ケ) その他、法の目的を達成するため必要な措置を講ずるものであること。
- (3) 砂利採取場内での運搬
- 砂利採取計画において一体となっている砂利採取場が道路又は他人の土地により分断されている場合にあっては、ベルトコンベアを使用して砂利を運搬するときは落石を防止する措置を行い、砂利運搬車を使用するときは通行時間の制限、交通整理員の配置その他の適切な措置を行うものであること。
- (4) 水洗、選別等
- ア 水洗に必要な水の確保
 - (ア) 砂利を洗浄するため地下水を取水するときは、付近の井戸水、農業用水その他の水の利用に悪影響を与えないように行うものであること。
 - (イ) 特に、砂利採取場の周辺の井戸水その他の水源が枯渇するおそれのある地域では、洗浄水の還流方式を採用するものであること。
 - イ 汚濁水の処理方法
 - 洗浄汚濁水は、次に掲げるところにより、汚濁水処理装置又は沈殿池を設置し、処理を行うものであること。
 - (ア) 汚濁水処理装置を設置する場合は、次に掲げる事項に適合するものであること。

- a 汚濁水処理装置の能力は、砂利の採取量に応じたものであること。
- b 沈降剤及び凝集剤は、当該汚濁水処理装置に合った薬剤を使用し、かつ、必要な洗浄水を得るに足る量を投入するものであること。
- (イ) 沈殿池を設置する場合は、次に掲げる事項に適合するものであること。
 - a 沈殿池は、周辺の状況に応じ、人家及び公道に被害を及ぼさないよう一定の距離を確保することその他の適切な安全対策をとるものであること。
 - b 沈殿池は、地中に掘り込んだものであること。ただし、砂利採取場の状況によりやむを得ない場合は、地形及び付近の状況を考慮し、安全な場所に設置する限りにおいて、土えん堤により囲われた沈殿池とすることができる。
 - c 洗浄汚濁水を沈殿池に滞留させる場合の最高限度は、当該沈殿池の容量の7割（特殊な構造の沈殿池にあつては、砂利採取場内から洗浄汚濁水が流出しないことを個別に勘案して得られた率）とするものであること。
 - d 沈殿池は、特別のやむを得ない事由がある場合を除き、2つ以上設けること。この場合において1つの沈殿池の滞留量が最高限度に達したときは、その沈殿池の使用を中止して他の沈殿池に移行し、使用を中止した沈殿池は再使用できる状態に復元するものであること。
 - e 沈殿池には、沈降処理剤をその定められた用法、用量及び滞留日数に従って投入するものであること。
 - f 沈殿池の排出口の下端の高さは、排水のときに同時にヘドロを排出しないものであること。
 - g 掘り込み式の沈殿池にあつては、沈殿池の周辺及びのり面が崩壊しないように措置されているものであること。
 - h 土えん堤は、水圧その他の外部からの圧力又は衝撃に耐え得る強度を有しているものであること。

ウ ヘドロの処理

ヘドロの処理の方法は、次に掲げる事項に適合するものであること。

- (ア) ヘドロは、安全な場所において、再度ヘドロ状態とならないようにするため十分な期間堆積することにより水分を除去した後に、処分するものであること。
- (イ) ヘドロの堆積場所には、板囲いの設置その他のヘドロが流出することを防止するための措置が施されているものであること。

(5) 砂利の堆積

砂利は、平坦な区域に堆積するものであること。ただし、やむを得ず全部又は一部が平坦でない区域に堆積する場合は、土留めの設置その他の崩壊又は降雨により砂利採取場外への砂利の流出を防止するため必要な措置を講じるものであること。

(6) 水切り

砂利採取場から砂利を搬出するに当たっては、あらかじめ、水切り場における砂利の水切りその他の砂利の運搬時に砂利運搬車から水が滴ることを防止するため必要な措置を講じるものであること。

(7) 雨水の処理

降雨等により、砂利採取場外に土砂、汚濁水等が流出するのを防止するため、砂利採取場内に浸透池、排水溝の設置その他の適切な措置を講じるものであること。

(8) 採取跡の処理

採取跡の処理は、次に掲げる事項に適合するものであること。

ア 掘削跡の処理

(ア) 採取跡は平坦になるものであること。ただし、平坦にすることが困難な場合にあっては、その傾斜が安定こう配となるものであり、降雨等により崩壊しないよう必要な措置を講ずるものであること。

(イ) 採取終了後ののり面は、こう配を45度以下とするものであること（垂直高さが15メートルを超えるときは、こう配45度以下とし、かつ、15メートルごとに幅2メートル以上の小段を設けるものであること）。

(ウ) 採取終了後は、のり面の崩壊を防止するため、遅滞なく、草木の植栽、土留めの設置その他の必要な措置を講じるものであること。

イ 深掘り跡の処理

(ア) 掘削跡は、掘削基準点の標高まで埋めもどしを行うものであること。ただし、構造物を設置する場合において、地形上及び地質上事故が発生するおそれがないものと認められるときは、この限りではない。

(イ) 埋めもどしは、掘削を完了した区域ごとに、遅滞なく行うものであること。

(ウ) 埋めもどしを完了するまでの間は、危険防止柵の設置その他の危険防止の措置が講じられているものであること。

ウ 沈殿池跡の処理

(ア) 掘り込み式の沈殿池の跡については、沈殿池に堆積したヘドロの性状、厚さその他の状態を考慮し、事故が発生しないよう適切に埋めもどしを行い、転圧するものであること。ただし、土砂の流出防止その他適切と認められる使用目的を有している場合は、この限りではない。

(イ) 土えん堤を設置する方式の沈殿池の跡については、次に掲げる事項のいずれにも適合するものであること。

a 土砂の流出防止その他適切と認められる使用目的を有している場合を除き、沈殿池の跡の水を十分に排出した後に土えん堤を取り壊し、ヘドロを取り除いて平坦になるように整地すること。

b 処理する過程において、砂利採取場外へ水が流出しないようにすること。

c 処理する過程において、粉じんが飛散しないようにすること。

(9) 作業時間

作業時間は、安全確保及び騒音防止のため、日の出から日の入りまでの時間とする。

(10) 使用重機類

使用する重機類については、騒音防止の観点から、原則として低騒音型を使用するよう努めること。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表 掘削の安定こう配の標準

種 類	垂直1 mに対する水平距離
砂	1.5 m
堅くしまった砂利	1.0 m
堅くしまっていない砂利	1.2 m
堅くしまった土	
高さ 5 mまで	0.8 ~ 1.0 m
高さ 5 m以上	1.0 ~ 1.5 m
堅くしまっていない土	
高さ 5 mまで	1.0 ~ 1.5 m
高さ 5 m以上	1.5 ~ 2.0 m